

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火) 午後2時00分から午後2時20分
2. 開催場所 里庄町役場 福社会館 2階 研修室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和2年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、1番岡村咲津紀委員、2番高田卓司委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第20号、整理番号18についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は20㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、敷地拡張を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枘を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、敷地拡張ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は敷地拡張であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、

許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の議案第20号、整理番号18の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号18について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号、整理番号18は許可と決定します。

次に、整理番号19について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第20号、整理番号19について、ご説明いたします。

本件も農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1,828㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●●●●委員が調査をしておりますが、この度の委員改選で退かれましたので、代わりに事務局よりご報告します。

事務局

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、露天駐車場整備となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、表面を整えた後、碎石を敷くほかは地形の改変を行わないため、申請地からの土砂の流出はありません。

雨水については、新設する水路を経由して既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

その他、事務局より何かありますか。

先ほど現地で交差点の話がありましたが、開発行為の協議を県の建設部と玉島警察署としています。現時点では、右折を禁止して左折のみとする方向で話が進んでいます。歩道の出入りについては歩行者の妨げにならないよう協議しているところで、許可見込みとなっています。

議 長

ただ今の議案第20号、整理番号19の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番
事務局

水の流れは全部同じ方向か。

はい。

● 番

そうすると100m超える。一番上流側の流れが悪くなるのでは。図面の上から川へつなげないのか。草が生えたりすると流れが悪くなる。

事務局

表面には碎石を敷いて、自然透水も考えていて、一定方向に流すようにしています。

● 番
事務局

周囲の排水もここに入ってくる。上の方と両側から川へつなげないのか。隅切りの所の排水が直接川につながっていない可能性があります。許可証を出す際に川の清掃管理の条件を付けることも考えます。

● 番
事務局

ずっとの管理は難しい。勾配があればいいが。

開発協議中なので、排水処理について話をします。

議 長

その他ございませんか。

● 番
事務局

道路について、事故のないように慎重にしてほしい。

縁石の切り下げ等も併せて協議をするように伝えます。

議 長

その他ございませんか。

● 番
事務局

開発協議中の結果について教えてくれるのか。

結果については、お伝えするようにします。

議 長

その他ございませんか。ないようでしたら、整理番号19について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号、整理番号19は許可と決定
します。

以上をもちまして、令和2年第8回総会を閉会いたします。